

# 南陽市国土利用計画 (第5次)

令和3年5月

# 南陽市国土利用計画〈第5次〉

令和3年5月

南陽市

前文	1
第1章 市土地利用に関する基本構想	2
第1節 市土地利用の基本方針	2
第2節 利用区分の市土地利用の基本方向	7
第2章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	10
第1節 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	10
第2節 地域別の概要	12
第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要	15
第1節 国土利用計画法等の適切な運用	15
第2節 地域振興施策の推進	15
第3節 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保	15
第4節 市土の快適性・利便性の確保	15
第5節 土地利用の転換の適正化	16
第6節 土地利用を支える交通ネットワークの強化	16
第7節 災害に強い安全・安心な土地利用の推進	17
第8節 多様な主体の連携・協働による市土運営の推進	17
第9節 市土に関する調査等の推進と成果の普及・啓発	17
資料編	
1. 計画における主要指標	18
2. 国土利用計画における利用区分の定義	20
3. 利用区分ごとの市土地利用の推移	23
4. 利用区分ごとの市土地利用の規模の目標	24
5. 人口等を基礎とした用地原単位の推移	25
6. 計画策定の経過	29
7. 計画策定関係者名簿	30
8. 土地利用現況図	31

## 前 文

南陽市国土利用計画（第5次）（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づき、健康で文化的な生活環境の確保と市全体の均衡ある発展を図るために策定したものです。策定にあたっては、南陽市の区域における国土（以下「市土」という。）が現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるとの観点から、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件へ配慮することを基本理念としております。

国土利用計画は高度経済成長に伴う無秩序な開発に歯止めをかけるなど、土地需要を量的に調整する役割を担ってきましたが、人口減少下で土地需要が減少する中では、国土を適切に管理し荒廃を防ぐといった新たな土地利用の課題への対応や、自然環境の再生・活用や安全な土地利用を推進し、より安全で豊かな国土を実現することが重要となっています。

本計画は、山形県国土利用計画（第5次）（令和3年）を基本とするとともに、第6次南陽市総合計画（以下「総合計画」という。）（令和3年）に即しながら、前計画を改定したところです。

総合計画において、将来都市像として掲げる「つながり つどう 縁結ぶまち 南陽」の実現に向け、日々の暮らしの基盤である豊かで安全な市土の形成に努めてまいりますので、本計画が円滑かつ確実に推進できますよう、一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。



南陽市長 白岩 孝夫

# 第1章 市土利用に関する基本構想

## 第1節 市土利用の基本方針

### 1. 南陽市の概況

南陽市は、県南地域のほぼ中央、北緯38度1'10"～38度13'26"、東経140度4'11"～140度14'17"に位置しており、県土を人間の横顔にたとえると、その頬のエクボに位置しています。

市土は、東西14.8km、南北22.6km、総面積160.52km<sup>2</sup>のほぼ三角形の形状で、北端にある標高994mの白鷹山を頂点として、北部には市域の約6割を占める森林、一方、南部には市街地や集落を取り囲むように肥沃な穀倉地帯が広がる風光明媚で理想的な地形になっており、「北に丘陵、南に沃野」と市民憲章にうたわれています。さらに、市内を南北に吉野川と織機川が、南端を東西に最上川が流れており、山紫水明の地をつくっています。

本市を含む置賜盆地は、東部に奥羽山脈、南部に吾妻山系から飯豊山系の山並み、西部に朝日山系の県下きっての高山に囲まれているため、夏期は高温多湿、冬期は寒冷積雪地帯の内陸型気候ですが、本市については、周囲の山々が壁となって厳しい気象から本市を守る形になっており、周辺都市に比べ降雨量や積雪量も比較的少なく、加えて、自然災害も少ない恵まれた気象条件となっています。

交通網については、国道13号、同上山バイパス（南陽・上山間）が市内東部を南北に縦断し、国道113号（赤湯バイパス）が市内南部を、国道348号が市内北部を東西に横断しており、国道399号は市内中心部を東西に連絡する役割を担っています。また、東北中央自動車道、新潟山形南部連絡道路（国道113号赤湯バイパス、梨郷道路（整備中））、主要地方道山形南陽線（県道5号）や米沢南陽白鷹線（県道3号）等の県道及び基幹市道により幹線道路網を形成しています。さらに、市内には山形新幹線の停車駅である赤湯駅をはじめ、JR奥羽本線の2駅と山形鉄道フラワー長井線の5駅の計7駅が開設されており、県南地域における交通の要衝としての役割を担っています。加えて、現在本市では、スマートインターチェンジの検討を進めており、これらの総合的な広域高速交通体系を生かした内外の交流発展や災害時におけるネットワークの充実が期待されます。

また、古墳時代前期の国指定史跡「稻荷森古墳」をはじめ、数多くの有形、無形文化財があり、夕鶴の里などで伝統的な口承文芸が語り伝えられています。観光資源としては、子どもの遊び空間「ドリームランド」や赤湯温泉のほか、烏帽子山公園、双松公園、また、熊野大社や烏帽子山八幡宮でくり広げられる四季折々の祭りや行事、その他多くの名所旧跡、自然景観に優れた白竜湖やくぐり滝等があり、これらの風物と歴史遺産によって、やすらぎとおいのある市域を形づくっています。

さらに、世界最大の木造コンサートホール「南陽市文化会館」を活用し、芸術文化の振興や交流人口の増加を図っています。

本市では、このような地勢や諸条件等を生かしながら、『つながり つど  
う 縁結ぶまち 南陽』を将来都市像に掲げ、この実現に向けた施策を展開  
しています。

## 2. 市土地利用の課題と今後の方向性

少子高齢化の進展や人口の減少が進む中、市街地においては低未利用地や空き家等の増加、農村部や中山間地域においては荒廃農地の増加や荒廃のおそれがある森林もみられる等、人口減少や財政的な制約から、これまでと同様の管理が困難となることが想定されています。

また、豪雨に伴う水害や土砂災害等の自然災害が頻発化・激甚化しており、今後の大規模災害に備え、速やかに復旧・復興できる市土の強靱化と、自然生態系が有する防災・減災機能を活用し、洪水や土砂崩れ等のリスクを低減する重要性が高まっています。

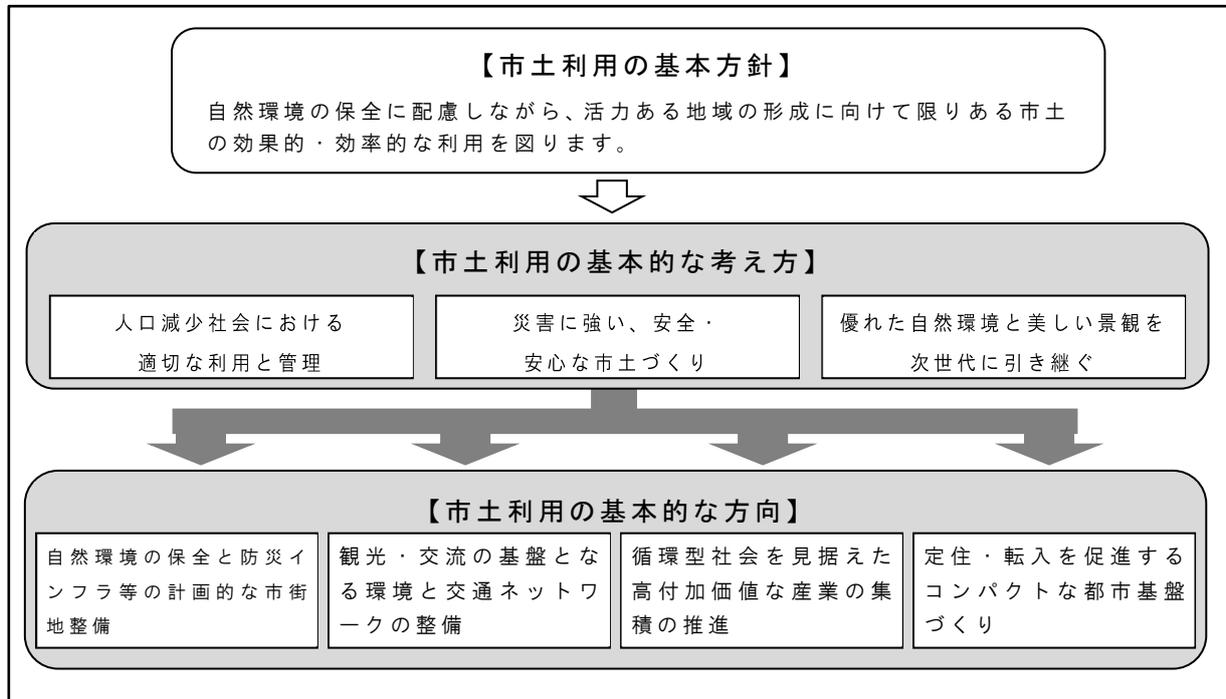
都市的土地利用をはじめとする機能的で快適なまちづくりについては、既存ストックや広域的交流を担う東北中央自動車道及び新潟山形南部連絡道路の活用を図りながら、計画的で適正な地域開発構想を立案し、計画的な土地利用と公共投資による社会資本等の整備を進めていく必要があります。

農用地や森林等の自然的土地利用については、集団化が維持できないような転用を防止し、今後とも、その保全・整備に努めていくとともに、恵まれた自然を次代へと守り、引き継ぎ、大切にするため環境保全地域の設定も求められています。

本市のこれからの発展を支える土地政策については、豊かな自然環境等の地域資源と土地活用が調和した活力ある地域づくりを目指すとともに、土地の所有から土地の活用を促進するための計画的な取組が重要となっています。

### 3. 市土地利用の基本方針

市土地利用の基本方針とその基本的な考え方及び方向を次のように定めます。



#### (1) 市土地利用の基本方針

市土は、豊かな地域社会の建設と快適な市民生活を営む環境を創出する基盤であり、市民のための限られた資源です。したがって、市土地利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の社会的、経済的、文化的な資源を結び、つなげて、『市民の健康で文化的な生活環境の確保と市全体の均衡ある発展』を基に、住民・地域・企業・行政が一体となって、長期的な視点による市民協働のまちづくりを進めます。

#### (2) 市土地利用の基本的な考え方

##### ■人口減少社会における適切な利用と管理

人口減少に伴い土地需要が減少し、低未利用地や空き家の増加等の非効率な土地利用の増大や、農地や森林等の荒廃、自然資源の有する多面的機能の低下が懸念されることから、将来にわたり豊かさを実感できる市土づくりを目指し、適切な利用と管理を推進します。

##### ■災害に強い、安全・安心な市土づくり

近年、豪雨災害等の自然災害は頻発化、激甚化の傾向にあることから、

今後とも市民の命を守るとともに、経済的被害を最小化し、被害についても速やかに復旧・復興できる安全・安心な市土づくりを推進します。

#### ■優れた自然環境と美しい景観を次世代に引き継ぐ

地球規模の気候変動の影響等により、自然環境の破壊や生物多様性の損失や、地域の風土により形成された魅力ある景観への悪影響が懸念されます。優れた自然環境と美しい景観を次世代に確実に引き継いでいくため、より一層の自然が持つ多様な機能の活用や、自然環境の保全に取り組みます。

### (3) 市土地利用の基本的な方向

#### ■自然環境の保全と防災インフラ等の計画的な市街地整備

豊かな自然を未来につなぐため、自然環境や地域の資源を有効に活用し、自然環境の保全を推進します。また、豪雨災害をはじめとする様々な災害から市民の生命と財産を守るとともに、安心して生活できる住みよいまちを目指し、計画的な市街地整備による利便性の向上を図ります。

#### ■観光・交流の基盤となる環境と交通ネットワークの整備

時代のニーズを的確に捉えた観光・交流の促進のため、関係組織の育成・支援を行うとともに、周辺自治体や関係機関と一体となって高速交通網や鉄道等のネットワークの充実・強化を図ります。

#### ■循環型社会を見据えた高付加価値な産業の集積の推進

市の強みである農業については、各種団体と連携しながら、地域資源のブランディング等を行うことで付加価値を高めます。また、市内商工業の振興についても、循環型社会を見据えた起業、創業支援、企業誘致等により産業の集積を図り、地域経済の活性化と雇用の創出に取り組みます。

#### ■定住・転入を促進するコンパクトな都市基盤づくり

移住、定住の推進を図るため、生活に必要な施設の集約化に取り組みます。また、空き家等の適切な管理と活用を図り、まちの魅力の向上を図ります。

## 第2節 利用区分の市土利用の基本方向

### 1. 農用地

農用地については、食料生産の基盤であることから、農業の担い手を確保するとともに、計画的な農地整備事業を推進し、高付加価値化に向けて必要な農用地の確保・整備を図ります。

さらに、農業、農村を観光資源とした観光果樹のブランド化を促進するため、農業観光集積地の形成に努めるなど、農用地の高度有効利用を図ります。また、農用地がもつ田園・里山風景等の景観的価値にも留意し、その環境の維持保全を図ります。

なお、既に荒廃が進行している農地については非農地判断等を進めることにより、土地の需要に応じた有効活用を図ります。

### 2. 森林

森林については、木材生産等の経済的機能に加え、生態系保全や国土保全、水源かん養、自然環境保全、保健休養等の公益的機能にも十分配慮しながら、計画的な維持・管理を適切に行うことにより、その保護・育成を図ります。また、水源かん養林としての保全を行いながら、都市及びその周辺の森林は良好な生活環境を維持する緑地として、森林保養・レクリエーション、あるいは適正な範囲での土砂採取の開発等、市民生活や産業と自然との共生が可能な森林活用を図ります。

また、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林は、適正な維持・管理を図り、健全な状態で次世代へ継承していきます。

### 3. 水面・河川・水路

水面については、農業用水に加え、市民の憩いの場となる親水性の高い水辺空間として保全・活用を図ります。特に、白竜湖については、本市のシンボル景観として環境の保全に努めます。

河川・水路については、氾濫を未然に防止し周辺地域における安全性を確保するとともに、農用地の生産性向上に向けて、必要な改修・整備を進めます。また、健全な水循環を通じた自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境等多様な機能の維持・向上を図ります。特に、吉野川については、再度災害防止に向けた河川改修を促進し、周辺区域の安全・安心な土地利用の実現を図ります。

## 4. 道路

一般道路については、人、物、文化活動等を結び、市民生活の利便性向上や経済活動の活性化、地域間交流の拡大等に重要な都市基盤施設であり、機能性、快適性及び安全性を柱に、アクセス性の高い道路網を形成し、交通の円滑化を促進します。また、歩行者、高齢者に優しくまちの魅力を高めるアメニティの向上や、環境の保全に十分配慮するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性の確保など、安全・安心な生活・生産基盤の整備に必要な用地の確保や、長寿命化、更新を通じた既存用地の持続的な利用を図ります。加えて、産業の発展に寄与する新潟山形南部連絡道路や（仮称）南陽スマートインターチェンジについては、周辺環境の保全に配慮しながら計画的な整備の促進、推進を図ります。

農林道については、農林業の生産性の向上及び農用地や森林の適正な管理を図るため、周辺環境の保全に配慮しながら計画的な整備を図ります。

## 5. 住宅地

住宅地については、都市化の進展及び住宅の質的向上等に対応しつつ、地域の特性を踏まえた良質な居住水準と、良好な居住環境の形成を目標に、既存住宅地における生活環境の改善を図ります。また、低未利用地や空き家も含めた既存ストックの有効活用を図ります。

加えて、市営住宅の長寿命化に取り組むとともに、子育て世代の定住や市外からの転入を促すため、土地利用に関する計画の見直しを行い、新たな住宅地の整備と誘導を図ります。

## 6. 工業用地

工業用地については、市民所得の向上や安定した就業機会の確保、地域人口の定住化等に資するよう、既存工業団地の維持、活用を図ります。また、企業の立地条件や周辺環境への影響に配慮しながら、中川地区における既存企業と連携できる産業の誘致や既存企業の利便性の向上を図るため、地域内の低未利用地等を活用した整備を図ります。

## 7. その他の宅地（宿泊施設、事務所・店舗等）

古くから数多くの宿泊施設が集積し、本市を代表する観光資源でもある赤湯温泉については、さらなる温泉観光の振興・活性化に向けて、温泉街回遊ルートの整備を進めるなど、街並み形成や環境整備を進めます。

事務所や店舗等については、良好な環境の形成に配慮しつつ、幹線道路網の整備や都市化の進展、経済状況等の変化に対応しながら必要な用地の確保・整備を図ります。また、赤湯、宮内及び赤湯駅周辺の中心市街地における土地の有効・高度利用を促進すると同時に市内周遊観光や滞在型観光に関する観光ネットワークの整備を進め、都市機能の充実を図ります。

## 8. 公用・公共施設用地

文化施設や体育施設、公園緑地、交通施設等の公用・公共施設用地については、市民の生活水準の向上や子育て世代・高齢者等をはじめとしたニーズの多様化等を踏まえ、公共施設の適正な規模を検証しながら、行政、防災、教育系機能の充実を進めるほか、市民が親しみやすい芸術文化、スポーツ・レクリエーション系機能の充実を進めるなど、市民の利便性や環境の保全、防災機能に配慮しつつ、施設の集合化による機能的かつ効率的な維持管理を目指し、適正規模の用地の確保に努めます。

## 9. レクリエーション用地

レクリエーション用地については、余暇需要の増大・多様化や自然とのふれあい志向の高まり等を踏まえ、既存施設の拡充及び一層の利活用の促進を図るとともに、自然環境の維持、保全に十分配慮しながら、観光果樹園や企業の森、親水空間等、身近な自然を生かしたレクリエーション施設用地の確保及び施設の整備を図ります。

## 10. 低未利用地

市街地内の低未利用地については、住宅、店舗、事務所、工業用地等のほか、集約型都市の実現に向けた郊外からの移転先として、又は交流・うるおい空間となる公園・緑地や災害時等の避難地となるオープンスペース等としての利活用を図ります。

一方、耕作放棄地については、その発生防止に努めるとともに、森林、農用地、地域の活性化のための施設用地等としての活用を図るなど、それぞれの立地条件や周辺環境に応じて積極的に有効利用の促進を図ります。

# 第2章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

## 第1節 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

1. 本計画は、基準年次を平成30年とし、目標年次を令和12年とします。
2. 市土の利用に関する基礎となる人口については、第6次南陽市総合計画に基づき、目標年次である令和12年では28,000人と想定します。
3. 市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。
4. 市土利用に関する基本構想に基づく、令和12年における利用区分ごとの規模の目標は、利用区分別の土地利用の現況と推移の調査に基づき、第6次南陽市総合計画を踏まえながら必要な土地面積を予想し、土地利用の実態との調整を行って定めるものとし、次表のとおりとします。

土地利用区分ごとの規模の目標

(面積単位：ha)

利用区分	平成 30 年	令和 7 年	令和 12 年	R 7/H 30	R 12/H 30	R 12/R 7
農用地	2,675	2,556	2,500	95.6%	93.5%	97.8%
農地	2,675	2,556	2,500	95.6%	93.5%	97.8%
採草放牧地	—	—	—	—	—	—
森林	9,613	9,603	9,596	99.9%	99.8%	99.9%
原野	—	—	—	—	—	—
水面・河川・水路	359	357	356	99.4%	99.2%	99.7%
水面	54	54	54	100.0%	100.0%	100.0%
河川	201	205	209	102.0%	104.0%	102.0%
水路	104	98	93	94.2%	89.4%	94.9%
道路	681	715	740	105.0%	108.7%	103.5%
一般道路	536	575	602	107.3%	112.3%	104.7%
農道	136	131	129	96.3%	94.9%	98.5%
林道	9	9	9	100.0%	100.0%	100.0%
宅地	919	947	967	103.0%	105.2%	102.1%
住宅地	525	538	549	102.5%	104.6%	102.0%
工業用地	42	49	54	116.7%	128.6%	110.2%
その他の宅地	352	360	364	101.4%	102.6%	101.1%
その他	1,805	1,874	1,893	103.8%	104.9%	101.0%
全体	16,052	16,052	16,052	100.0%	100.0%	100.0%
市街地	164	164	164	100.0%	100.0%	100.0%

資料) 山形県統計年鑑、国勢調査

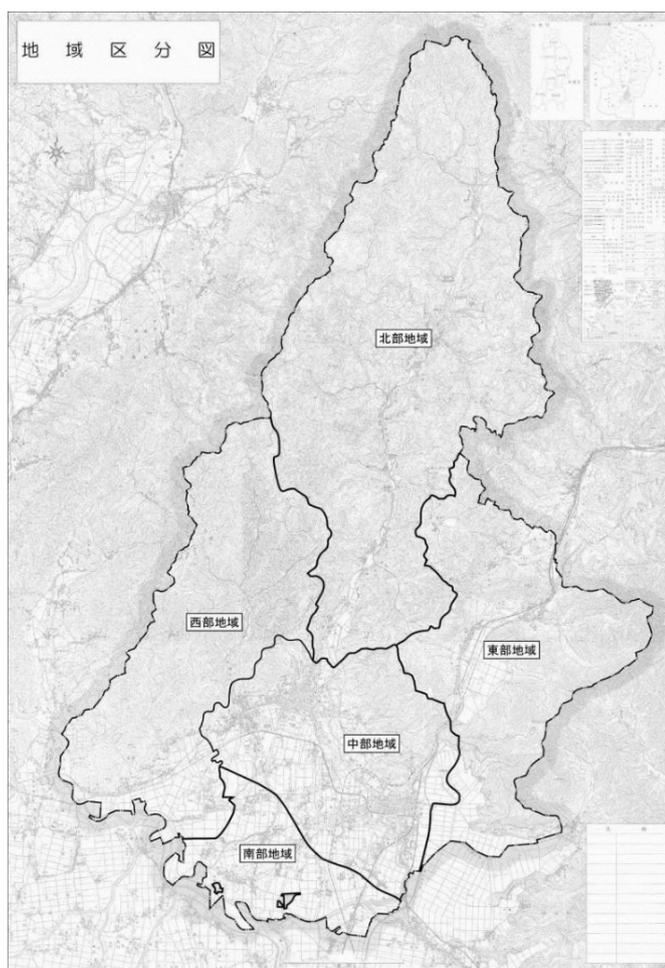
注) 表中の「市街地」欄は、国勢調査による人口集中地区の面積を記載しています。

## 第2節 地域別の概要

### 1. 計画における地域区分

地域区分については、各々の地域の歴史や自然環境・社会経済環境等の共通のあるまとまりとして、次のように分類します。

#### 地 域 区 分



地 域 名	地 域 の 範 囲
北部地域	吉野地区、金山地区
東部地域	中川地区、赤湯地区の一部（松沢、金沢）
西部地域	梨郷地区、漆山地区の一部（西側山地）
南部地域	沖郷地区の一部（国道113号赤湯バイパス南側）、 赤湯地区の一部（国道113号赤湯バイパス南側）
中部地域	宮内地区、赤湯地区の一部、漆山地区の一部、沖郷地区の一部

## 2. 地域別土地利用の方向性

### (1) 北部地域

本地区は、市土の北端に位置する中山間地で、吉野地区と金山地区によって構成され、市域の38.6%を占める62.0㎢の面積を有しており、森林を中心とする農林業的土地利用が主体の地域です。

今後とも、吉野川の水源かん養林など、森林を主体とする緑豊かな自然環境と農林業的土地利用の維持・保全を図ることを基本とし、その上でこれらを活用した地域の振興や自然と共生する集落環境の形成を図っていきます。

### (2) 東部地域

本地域は、中川地区と赤湯地区の金沢及び松沢によって構成され、市域の18.7%を占める30.0㎢の面積を有しており、本市を代表する景観要素の一つである斜面地の果樹園や平地部に広がる水田、秋葉山、鷹戸山及び十分一山の森林等、農林業的土地利用を主体としながら、中川地区を中心に福祉施設や工業の展開もみられる地域です。

今後とも、既存企業の工業等用途と、農業用地や森林等の農林業的土地利用との共生を図ることを基本とし、本市農業の基幹作物の生産地及び貴重な観光資源として、さらには、ふるさと景観の構成要素として、農作業の省力化や高齢化の進展を踏まえつつ、果樹園（ぶどう畑）の維持・保全に努めるとともに、新たな産業団地の整備を検討していきます。

また、国道13号南陽バイパス周辺においては、水田の維持・保全を図るとともに、(仮称)南陽スマートインターチェンジの検討に当たっては、森林や水田の保全及びこれらとの共生に配慮して、集落環境の整備・形成を図っていきます。

### (3) 西部地域

本地域は、梨郷地区と漆山地区の西端山間地によって構成され、市域の20.5%を占める33.0㎢の面積を有しており、北側の山地部は森林を、西側の丘陵部は畑を、そして、南側の平地部は水田を中心とする農林業が主体の地域である一方で、国道113号沿いの一部に工業団地が立地する地域です。

今後とも、農地と森林の保全・整備を図ることを基本とし、山地部では織機川の水源かん養林としての保全を、丘陵部では付加価値の高い畑作地

帯としての農業振興と一体となった保全・整備を図っていきます。そして、平地部では、国道113号赤湯バイパスと接続する形で建設中の新潟山形南部連絡道路（国道113号梨郷道路）の整備に当たっては、集団性と生産性の高い優良農地としての保全・整備に努めながら、既存企業の工業等用途等と里山・田園集落環境の共生を図っていきます。

#### (4) 南部地域

本地域は、市土の南端に開けた平坦地で、沖郷地区及び赤湯地区の国道113号赤湯バイパス南側によって構成され、市域の6.7%を占める10.8km<sup>2</sup>の面積を有しており、水田や果樹園等の農業が主体の高生産性農業地域です。

今後とも、農地の維持・保全を図ることを基本とし、生産性の高い優良農地の維持・保全に努めながら、これらと共存する良好な田園集落環境の整備・形成を図っていきます。

#### (5) 中部地域

本地域は、宮内地区全域、赤湯地区、漆山地区及び沖郷地区の一部によって構成され、市域の15.5%を占める24.9km<sup>2</sup>の面積を有しており、工業団地や文化・医療・商業施設など各種産業や都市機能が集約され、人口の集積する本市の中核地域です。

今後は、集約型都市の中心として、社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を目指し、計画的な市街地整備を図っていきます。特に、赤湯、宮内及び赤湯駅周辺等の市街地中心部においては、温泉街、門前町及び広域的な玄関口として位置づけ、赤湯停車場線の整備を進めるなど、地域の特性・個性を生かした観光交流を促進する街並み・環境整備を重点的に進めていきます。

また、周辺地域からの居住誘導や、移住定住施策による宅地需要に応えるため、関連する土地の利用計画を変更し、周辺環境に十分配慮しながら必要な宅地開発を進めるほか、白竜湖周辺の環境保全を図ります。

# 第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

## 第1節 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整と適正な土地利用の確保を図ります。

また、地価の安定を図るため、地価動向の的確な把握に努めます。

## 第2節 地域振興施策の推進

地域振興の推進に当たっては、第6次南陽市総合計画に掲げる『つながり つどう 縁結ぶまち 南陽』の実現と市土の均衡ある発展に向けて、各地域の個性や多様性を生かしつつ、特色ある開発・振興施策を推進し、都市と農山村が連携した、活力ある総合的定住環境の整備を図ります。

## 第3節 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保

市土の保全と安全性の確保を図るため、森林や河川の適正な土地利用を推進します。

森林については、自然環境の保全と市土の安全性確保に大きな役割を担っており、森林資源の管理、林業の振興を図るとともに、治山事業による災害防止に努めます。河川については親水機能を高めながら、未改修部分の整備を促進するとともに、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」への転換を進めます。

安全な都市環境とするため、市街地整備の際は、緑地空間の確保に努めるとともに、防災に配慮した土地利用を図ります。加えて、土砂災害防止のため、建築物の安全性の確保に向けた適正な土地利用を図ります。

## 第4節 市土の快適性・利便性の確保

快適な都市環境を保全し、更に高めるため、都市計画法に基づく用途地域指定に応じた土地利用への誘導、緑資源や水辺空間の確保と整備、地域環境や文化財への配慮、市街地整備により、街並み景観の形成等を図ります。

また、定住、転入を促進するため、生活に必要な施設の集約化を促し、コンパクトで魅力的な都市づくりを進めるとともに、空き家等の適切な管理と活用を図ります。

加えて、豊かで活力のある市土形成のため、交通体系、産業基盤、文化施設・体育施設及び保健福祉施設の整備推進等、都市サービス機能を一層高める土地利用を図りながら、自然と利便性が調和した快適な居住環境づくりを進めます。

## 第5節 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る際は、総合的かつ計画的な土地利用調整を行い、無秩序な転換を抑制するなど、適正化に十分配慮します。

### 1. 農用地の転換

農用地の利用転換を行う際には、食料生産基盤の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響等に留意するとともに、無秩序な転換を抑制し、より一層の優良農用地確保に努めます。

### 2. 森林の転換

森林の利用転換を行う際には、森林生産機能と林業経営の安定に留意するとともに、森林の持つ市土保全、水源かん養、自然環境保持等の公益機能の保全を考慮しながら、周辺の土地利用との計画的な調整を図ります。

### 3. 大規模な転換

大規模な土地利用の転換を行う際には、周辺の土地利用に対する影響が大きいので、市土や自然環境の保全に配慮しながら計画的な調整を図ります。

## 第6節 土地利用を支える交通ネットワークの強化

地域ごとの「生活圏」や中心市街地を結ぶ交通ネットワークをはじめ、近隣市町村を結ぶとともに、冬季や災害時でも安定的につながる道路の整備及び機能強化を促進します。

また、地域間の幹線となる路線バスや高速バス等のネットワーク拡充、鉄道の利便性向上等を促進し、道路とともに重層的な交通ネットワークを確保します。

さらに、地域内の円滑な移動のため、バリアフリー化を促進し、バスやタ

クシー等、住民も来訪者も使いやすい地域交通を維持・確保を図ります。

## **第7節 災害に強い安全・安心な土地利用の推進**

行政庁舎や避難所として利用される施設など災害時に防災拠点となる施設や住宅、多くの人々が利用する建築物等の耐震化を促進します。

橋梁の耐震補強など道路施設の防災対策や緊急輸送道路等の整備・確保、水害、土砂災害などの危険性が高い箇所における防災関連のインフラ整備を推進します。また、緊急避難道路や狭き道路の改善、避難場所としても機能するオープンスペースの確保、地籍調査の推進、再生可能エネルギーの分散配置など、災害発生時の対応力の総合的な強化に努めます。

森林や農地の有する洪水防止機能、土砂災害防止機能等を持続的に発揮させるため、適切な造林や間伐等の施業を実施するとともに、保安林制度、林地開発許可制度等の適切な運用を図ります。

## **第8節 多様な主体の連携・協働による市土運営の推進**

国、県、市の役割分担を踏まえつつ、連携をより密接にして適正な土地利用を進めます。また、土地の管理運営は地域の状況に応じた総合的な調整が必要となるため、積極的な情報提供に努めます。

## **第9節 市土に関する調査等の推進と成果の普及・啓発**

総合的かつ計画的で適正な土地利用を図るため、必要な調査を進めるとともに、市土に対する市民の理解を促すため、土地利用に関する情報の提供に努めます。

# 資料編

# 1 計画における主要指標

## (1) 各種指標の実績

指標項目		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	出典	
人口	総人口 (人)	36,810	36,191	35,190	33,658	32,285	国勢調査 生産年齢別人口には年齢「不詳」を含む	
	性別人口	男性 (人)	17,618	17,301	16,748	16,025		15,421
		女性 (人)	19,192	18,890	18,442	17,633		16,864
	年齢階層別人口	年少人口 (0~14歳) (人)	6,311	5,577	4,840	4,296		3,911
		生産年齢人口 (15~64歳) (人)	22,877	21,804	21,027	19,817		18,321
		老年人口 (65歳以上) (人)	7,622	8,810	9,323	9,545		10,053
人口密度 (人/km <sup>2</sup> )		229.3	225.2	219.0	209.7	201.1		
世帯	世帯数 (世帯)	10,010	10,388	10,557	10,567	10,705	国勢調査	
	1世帯当たり人員 (人)	3.68	3.48	3.33	3.19	3.02		
都市化	人口集中地区人口 (人)	14,300	13,768	12,852	12,680	6,779	国勢調査	
	人口集中地区面積 (km <sup>2</sup> )	3.3	3.4	3.3	3.42	1.64		
就業構造	就業者数 (人)	19,423	18,886	18,089	16,344	16,419	国勢調査 第3次産業人口には「分類不能の産業」を含む	
	産業別就業者数	第1次産業 (人)	2,909	2,561	2,234	2,234		1,840
		第2次産業 (人)	7,362	6,919	6,055	6,055		5,217
		第3次産業 (人)	9,152	9,406	9,800	8,055		9,362
労働力人口 (人)		19,881	19,529	18,949	17,569	17,065		
経済	農業産出額 (億円)	96	77	73	78	83	山形農林水産統計年報	
	製造品出荷額等 (億円)	657	560	469	426	500	工業統計 (H27はH28現在)	
	商品販売額 (億円)	734	660	537	388	424	商業統計 (H11, H16, H24, H28)	
交通	自動車保有台数 (台)	23,530	25,574	26,848	26,631	27,027	東北運輸局	

(つづき)

指標項目		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	出典
環境保全	都市公園面積 (ha)	26.7	26.7	36.6	37.19	37.19	南陽市建設課資料
	1人当たり公園面積 (㎡)	7.25	7.37	10.40	11.04	11.51	南陽市建設課資料
	上水道普及率 (%)	91.3	93.6	93.7	93.8	95.7	南陽市上下水道課資料
	下水道普及率 (%)	31.6	41.9	61.6	76.9	81.1	南陽市上下水道課資料
その他	歳入総額 (百万円)	14,683	15,822	11,831	18,828	15,026	南陽市財政課資料
	歳出総額 (百万円)	14,233	15,191	11,504	18,286	13,902	南陽市財政課資料

## (2) 主要指標の目標

	平成17年	平成27年	令和12年	備考
人口(人)	35,190	33,100	27,923	南陽市人口ビジョンによる推計人口
人口密度(人/km <sup>2</sup> )	219.0	206.0	174.0	人口を行政区域面積(160.70km <sup>2</sup> )で除した値

## 2 国土利用計画における利用区分の定義

利用区分	定 義	資 料
農 用 地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計です。	
(1) 農 地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含みます。	「耕地及び作付面積統計」等の「田」及び「畑」の合計です。
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される面積です	「国有林野事業統計書」の「国有林野貸付使用地のうち放牧採草地」です。
森 林	<p>国有林と民有林の合計です。なお、林道面積は含まない。</p> <p>① 国有林</p> <p>ア 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたものです。</p> <p>イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているものです。</p> <p>ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林です。</p> <p>② 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定めるものです。</p>	<p>「東北森林管理局事業統計書」の「機能類型別、林種別面積の総数」から「国有林野貸付使用地の放牧採草地」及び「国有林林道面積(併用林道を除く)」を除いたものです。</p> <p>東北森林管理局照会調査によるものです。</p> <p>山形県調査によるものです。</p> <p>地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林面積の合計です。</p>
原 野	人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地です。	「農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」等によるものです。(ただし、世界農林業センサスは10年毎に実施。)
水面・河川・水路	<p>水面、河川及び水路の合計です。</p> <p>①水面</p> <p>天然湖沼(面積10ha未満のものは除く。) ア 満水時の水面面積です。</p> <p>人造湖 イ 堤高15m以上のダムの湛水面積です。</p> <p>ため池 ウ 堤高15m未満のため池の満水面積です。</p>	<p>以下に掲げるア、イ及びウの面積の合計です。</p> <p>ア天然湖沼 環境省「自然環境保全基礎調査」による。</p> <p>イ人造湖 日本ダム協会「ダム年鑑」等による。</p> <p>ウため池 山形県調査等による。</p>

注：山形県国土利用計画を基に作成

(つづき)

利用区分	定 義	資 料
水面・河川・水路	<p>②河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域の面積です。</p> <p>③水路 農業用排水路の面積です。</p>	<p>一級河川及び主要な二級河川については、国土交通省「河川現況調査」をもとに、河川管理者に対する河川改修実績等の照会により、経年的変化量を加減します。その他準用河川については、流路延長に必要な区間ごとに把握した平均幅員を乗じて算出したものをもとに、河川管理者に対する河川改修実績等の照会により経年的変化量を加減して算出します。</p> <p>水路面積は以下の算式によるものです。  <math display="block">\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率})</math></p>
道 路	<p>一般道路、農道及び林道の合計です。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。</p> <p>①一般道路 道路法第2条第1項に定める道路です。</p> <p>②農道 農道面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道です。</p> <p>③林道 国有林林道及び民有林林道の面積です。</p>	<p>「道路施設現況調査」東日本高速道路株式会社、国土交通省及び県担当課に対する照会調査によるものです。</p> <p>農道面積は以下の算式によるものです。  <math display="block">\text{農道面積} = \text{ほ場内農道面積} + \text{ほ場外農道面積}</math> <math display="block">\text{ほ場内農道面積} = \text{水田地域におけるほ場内農道面積(A)} + \text{畑地域におけるほ場内農道面積(B)}</math> <p>但し、  <math display="block">A = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率})</math> <math display="block">B = (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})</math> <math display="block">\text{ほ場外農道面積} = \text{「市町村農道台帳」等の農道延長} \times \text{一定幅員}</math></p> <p>林道のうち、自動車道の延長に一定幅員を乗じて算出します。</p> </p>

注：山形県国土利用計画を基に作成

(つづき)

利用区分	定 義	資 料
宅 地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地です。	「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積(村落地区については地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正したもの)と非課税地積を合計したものです。
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたものです。	以下に掲げるア及びイの面積の合計です。 ア「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積のうちの住宅用地の面積。村落地区については地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加えたものです。 イ都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地の面積です。
(2) 工業用地	「工業統計表」にいう「事業所敷地面積」を従業員4人以上の事業所敷地面積に補正したものです。	以下に掲げるア及びイの面積の合計です。 ア従業員30人以上の事業所については、都道府県別産業中分類別統計表「従業者30人以上の事業所に関する統計表」によるものです。 イ従業員4人以上29人以下の事業所については、次の算式により算出した面積の合計(従業員4人以上29人以下事業所の製造品出荷額等)/(従業員30人以上事業所の製造品出荷額等)×(従業員30人以上事業所の敷地面積)によるものです。
(3) その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地です。	「宅地」から(1)住宅地及び(2)工業用地の面積を差し引いて算出したものです。
その他	市土画積から「農用地」、「森林」「水面・河川・水路」、「道路」及び積を差し引いた面積です。	
合 計	行政界で囲まれた地域を対象に計測したものです。	国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」によるものです。
市街地	国勢調査による「人口集中地区」です。	

注：山形県国土利用計画を基に作成

### 3 利用区分ごとの市土利用の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全 体	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	16,052	16,052	16,052	16,052	16,052
農用地	2,980	2,970	2,950	2,920	2,900	2,890	2,850	2,786	2,727	2,675
農 地	2,980	2,970	2,950	2,920	2,900	2,890	2,850	2,786	2,727	2,675
採草 放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森 林	9,561	9,555	9,555	9,544	9,545	9,545	9,545	9,546	9,612	9,613
国有林	308	302	302	302	303	303	303	304	281	282
民有林	9,253	9,253	9,253	9,242	9,242	9,242	9,242	9,242	9,331	9,331
原 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	357	357	356	356	356	355	364	363	362	359
水 面	47	47	47	47	47	47	55	55	55	54
河 川	195	195	195	196	196	196	198	199	200	201
水 路	115	115	114	113	113	112	111	109	107	104
道 路	643	666	678	679	678	678	683	714	682	681
一般道路	474	509	522	523	525	525	531	565	535	536
農 道	148	148	147	147	145	145	144	141	138	136
林 道	21	9	9	9	8	8	8	8	9	9
宅 地	889	886	885	891	893	898	901	909	916	919
住宅地	509	504	509	510	513	515	517	519	522	525
工業用地	34	36	36	38	36	36	37	33	39	42
その他の宅地	346	346	340	343	344	347	347	357	355	352
その他	1,640	1,636	1,646	1,680	1,698	1,686	1,709	1,734	1,753	1,805
市街地	327	342	342	342	342	342	164	164	164	164

資料：山形県統計年鑑（市街地以外），国勢調査（市街地）

## 4 利用区分ごとの市土利用の規模の目標

	基準年 (平成 30 年)		中間年次 (令和 7 年)			目標年次 (令和 12 年)		
	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比	増減率 (R7/H30)	面積 (ha)	構成比	増減率 (R12/H30)
全体	16,052	100.0%	16,052	100.0%	100.0%	16,052	100.0%	100.0%
農用地	2,675	16.7%	2,556	15.9%	93.5%	2,500	15.6%	93.5%
農地	2,675	16.7%	2,556	15.9%	93.5%	2,500	15.6%	93.5%
採草放牧地	—	—	—	—	—	—	—	—
森林	9,613	59.9%	9,603	59.8%	99.9%	9,596	59.8%	99.8%
国有林	282	1.8%	278	1.7%	98.6%	271	1.7%	96.1%
民有林	9,331	58.1%	9,325	58.1%	99.9%	9,325	58.1%	99.9%
原野	—	—	—	—	—	—	—	—
水面・河川・水路	359	2.2%	357	2.2%	99.4%	356	2.2%	99.2%
水面	54	0.3%	54	0.3%	100.0%	54	0.3%	100.0%
河川	201	1.3%	205	1.3%	102.0%	209	1.3%	104.0%
水路	104	0.6%	98	0.6%	94.2%	93	0.6%	89.4%
道路	681	4.2%	715	4.5%	105.0%	740	4.6%	108.7%
一般道路	536	3.3%	575	3.6%	107.3%	602	3.8%	112.3%
農道	136	0.8%	131	0.8%	96.3%	129	0.8%	94.9%
林道	9	0.1%	9	0.1%	100.0%	9	0.1%	100.0%
宅地	919	5.7%	947	5.9%	103.0%	967	6.0%	105.2%
住宅地	525	3.3%	538	3.4%	102.5%	549	3.4%	104.6%
工業用地	42	0.3%	49	0.3%	116.7%	54	0.3%	128.6%
その他の宅地	352	2.2%	360	2.2%	102.3%	364	2.3%	103.4%
その他	1,805	11.2%	1,874	11.7%	103.8%	1,893	11.8%	104.9%

注：山形県国土利用計画（第四次）における県土の利用区分ごとの規模の目標算出方法に準拠し算出

## 5 人口等を基礎とした用地原単位の推移

### 5-1 農用地面積の推移と目標

区分	農用地面積 (ha)			人口 (人)	人口一人当たり農用地面積 (a/人)
	農地	採草放牧地	農用地		
前回基準年次 (平成20年)	2,990	0	2,990	35,190	8.5
基準年次 (平成30年)	2,675	0	2,675	31,272	8.6
令和7年	2,556	0	2,556	29,280	8.7
令和12年	2,500	0	2,500	27,923	9.0

資料：「耕地及び作付面積統計」及び「世界農林業センサス林業調査報告書」  
 平成20年の人口は「平成17年国勢調査」、平成30年の人口は山形県推計人口（10月1日現在）  
 令和7年及び令和12年の人口は「南陽市人口ビジョン」

### 5-2 森林面積の推移と目標

年	区分	森林面積 (ha)	人口 (人)	市面積 (ha)	人口一人当たり森林面積 (ha/人)	市面積に占める森林面積の割合
前回基準年次 (平成20年)		9,563	35,190	16,070	0.27	59.5%
基準年次 (平成30年)		9,613	31,272	16,052	0.31	59.9%
令和7年		9,603	29,280	16,052	0.33	59.8%
令和12年		9,596	27,923	16,052	0.34	59.8%

資料：「国有林野事業統計書」「世界農林業センサス林業調査報告書」「地域森林計画」  
 （民有林については、地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林面積を合計）  
 平成20年の人口は「平成17年国勢調査」、平成30年の人口は山形県推計人口（10月1日現在）  
 令和7年及び令和12年の人口は「南陽市人口ビジョン」  
 市面積は「全国都道府県市区町村別面積調」

### 5-3 水面・河川・水路面積（全体）の推移と目標

年	区分	水面・河川・水路面積 (ha)	人口 (人)	市面積 (ha)	人口千人当たりの水面・河川・水路面積 (ha/千人)	市面積に占める水面・河川・水路面積の割合
前回基準年次 (平成20年)		357	35,190	16,070	10.1	2.2%
基準年次 (平成30年)		359	31,272	16,052	11.5	2.2%
令和7年		357	29,280	16,052	12.2	2.2%
令和12年		356	27,923	16,052	12.7	2.2%

資料：「自然環境保全基礎調査」「ダム総覧」「ため池台帳」「河川現況調査」  
 （水路については水田面積に整備済・未整備の区分ごとに一定率を乗じて算定）  
 平成20年の人口は「平成17年国勢調査」、平成30年の人口は山形県推計人口（10月1日現在）  
 令和7年及び令和12年の人口は「南陽市人口ビジョン」  
 市面積は「全国都道府県市区町村別面積調」

## 5-4 水面・河川・水路の各面積の推移と目標

区分	水面 (ha)	河川 (ha)	水路 (ha)	合計 (ha)	同左推移 (指数)
前回基準年次 (平成20年)	47	195	115	357	100.0
基準年次 (平成30年)	54	201	104	359	100.6
令和7年	54	205	98	357	100.0
令和12年	54	209	93	356	99.7

資料：水面は「自然環境保全基礎調査」「ダム総覧」「ため池台帳」  
 河川は「河川現況調査」  
 水路については水田面積に整備済・未整備の区分ごとに一定率を乗じて算定

## 5-5 道路面積（全体）の推移と目標

年	区分	道路面積 (ha)	人口 (人)	市面積 (ha)	人口千人当 たり道路面積 (ha/千人)	市面積に占める道路 面積の割合
前回基準年次 (平成20年)		596	35,190	16,070	16.9	3.7%
基準年次 (平成30年)		681	31,272	16,052	21.8	4.2%
令和7年		715	29,280	16,052	24.4	4.5%
令和12年		740	27,923	16,052	26.5	4.6%

資料：「道路施設現況調査」「山形県林業統計」  
 平成20年の人口は「平成17年国勢調査」、平成30年の人口は山形県推計人口（10月1日現在）  
 令和7年及び令和12年の人口は「南陽市人口ビジョン」  
 市面積は「全国都道府県市区町村別面積調」

## 5-6 道路の各面積の推移と目標

区分	一般道路 (ha)	農道 (ha)	林道 (ha)	農林道 (ha)	道路合計 (ha)	同左推移 (指数)
前回基準年次 (平成20年)	428	149	19	168	596	100.0
基準年次 (平成30年)	536	136	9	145	681	114.3
令和7年	575	131	9	140	715	120.0
令和12年	602	129	9	138	740	124.2

資料：一般道路は「道路施設現況調査」  
 農道については水田及び畑の面積に整備済・未整備の区分ごとに一定率を乗じて算定  
 林道は「山形県林業統計」

## 5-7 住宅地面積の推移と目標

年	区分	住宅地面積 (ha)	一般世帯数 (世帯)	1世帯当たり住宅地面積 (㎡/世帯)
前回基準年次 (平成20年)		508	10,557	481.2
基準年次 (平成30年)		525	10,653	492.8
令和7年		538	—	—
令和12年		549	—	—

資料：「固定資産の価格等の概要調書」

平成20年の世帯数は「平成17年国勢調査」、平成30年の世帯数は「平成27年国勢調査」

## 5-8 工業用地面積の推移と目標

年	区分	工業用地面積 (ha)	人口 (人)	人口一人当たり工業用地 面積 (㎡/人)
前回基準年次 (平成20年)		38	35,190	10.8
基準年次 (平成30年)		42	31,272	13.4
令和7年		49	29,280	16.7
令和12年		54	27,923	19.3

資料：「工業統計表（用地・用水編）」

平成20年の人口は「平成17年国勢調査」、平成30年の人口は山形県推計人口（10月1日現在）

令和7年及び令和12年の人口は「南陽市人口ビジョン」

## 5-9 その他の宅地面積の推移と目標

年	区分	その他の宅地面積 (ha)	人口 (人)	1人当たりその他の 宅地面積 (㎡/人)
前回基準年次 (平成20年)		341	35,190	96.9
基準年次 (平成30年)		352	31,272	112.6
令和7年		360	29,280	123.0
令和12年		364	27,923	130.4

資料：「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積と非課税地積を合計したものから、5-7 住宅地及び5-8 工業用地の面積を差し引いて算出

平成20年の人口は「平成17年国勢調査」、平成30年の人口は山形県推計人口（10月1日現在）

令和7年及び令和12年の人口は「南陽市人口ビジョン」

## 5-10 市土全体面積の推移と目標

年	区分	全体面積 (ha)	人口 (人)	人口一人当たり 市土面積 (ha/人)
前回基準年次 (平成20年)		16,070	35,190	0.46
基準年次 (平成30年)		16,052	31,272	0.51
令和7年		16,052	29,280	0.55
令和12年		16,052	27,923	0.57

資料：「全国都道府県市区町村別面積調」

平成20年の人口は「平成17年国勢調査」、平成30年の人口は山形県推計人口（10月1日現在）  
令和7年及び令和12年の人口は「南陽市人口ビジョン」

## 6 計画策定の経過

日 時	会 議 等	内 容 ・ 適 用 等
令和2年 7月17日	第1回土地利用計画策定主任者会	国土利用計画（第5次）策定に係る調整について（策定方針、実施体制、策定スケジュール、現況分析）
10月13日	第2回土地利用計画策定主任者会	国土利用計画（第5次）中間案について
10月29日	第1回土地利用対策協議会	国土利用計画（第5次）中間案について
令和3年 1月28日	第3回土地利用計画策定主任者会	国土利用計画（第5次）案について
2月 4日	第2回土地利用対策協議会	国土利用計画（第5次）案について
2月15日	市国土利用計画振興審議会	国土利用計画（第5次）案について
2月16日	県事前調整依頼	令和3年2月16日付、み第297号にて意見照会 令和3年3月 9日付、土政第843号にて回答（意見）。 令和3年3月22日付、み第356号にて県意見への市回答送付。 令和3年3月30日付、土政第920号にて回答（意見）。 令和3年4月 6日付、み14号にて意見への市回答送付。
3月 3日	総務常任委員会	国土利用計画（第5次）案について
4月21日～5月 6日	パブリックコメント	国土利用計画（第5次）案について 意見なし
5月14日	庁議	国土利用計画（第5次）について 決定
5月21日	議会議員全員協議会	国土利用計画（第5次）について 報告

## 7 計画策定関係者名簿

### 【南陽市国土利用計画振興審議会（令和2年度）】

区 分		氏 名	備 考
1	市議会議員（第1号）	高 橋 篤	
2	〃	高 橋 弘	
3	〃	船 山 利 美	
4	〃	高 岡 亮 一	
5	教育委員会（第2号）	小 関 文 典	
6	農業委員会（第3号）	高 橋 善 一	
7	公共的団体の役員（第4号）	安 部 史 生	南陽市地区長連絡協議会会長
8	〃	高 橋 和 義	南陽市商工会会長
9	〃	和 田 廣	一般社団法人南陽市体育協会会長
10	〃	高 橋 茂 子	南陽市芸術文化協会副会長
11	〃	大 友 太 朗	一般社団法人南陽青年会議所理事長
12	学識経験者	柴 田 孝	会長 国立大学法人山形大学客員教授
13	〃	佐 藤 廣 志	エヌ．デーソフトウェア株式会社代表取締役会長
14	〃	飯 塚 道 雄	南陽金融団団長（株式会社山形銀行宮内支店長）
15	〃	黒 沢 光 高	株式会社山形新聞社南陽支社長
16	〃	沖 田 志 保	株式会社沖田木材産業取締役
17	〃	池 田 めぐみ	公益財団法人山形県スポーツ協会スポーツ指導員
18	〃	丸 森 周 平	赤湯温泉旅館協同組合青年部

（敬称略）

# 8 土地利用現況図

南陽市国土利用計画

## 土地利用現況図

